

○三重大学自然科学系技術部技術長等の選考に関する申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、三重大学自然科学系技術部（以下「技術部」という。）規程に基づき、技術長、技術長補佐及びグループリーダーの選考について必要な事項を定める。

(技術長又は技術長補佐の選考の時期)

第2条 技術長又は技術長補佐の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 技術長又は技術長補佐の任期が満了するとき
- (2) 技術長又は技術長補佐の辞任の申し出を技術部長又は技術長が受理したとき
- (3) 技術長又は技術長補佐が欠員となったとき
- (4) 技術長又は技術長補佐が解任されたとき

2 技術長又は技術長補佐の選考は、同項第1号に該当する場合は任期満了の日の1月前までに、同項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は速やかに行う。

(技術長の選考)

第3条 技術部規程第5条第1項に規定する技術長は、技術部技術職員からの立候補又は推薦による候補者の選出後、技術部技術職員による選挙を行い、最多の得票数を得た者を当選者とし、技術部運営委員会の議を経て、技術部長が命ずる。

2 前項の候補者の選出において、2名以上の候補者がいない場合は、当該候補者の信任投票を行い、信任投票の結果、有効投票数の過半数の得票数を得た場合は、当該候補者を当選者とする。ただし、当該候補者が前任者に辞任等が生じた場合の後任者であって、その後任者としての任期が1年未満であったときは、信任投票を行わずに再任できるものとする。

(技術長補佐の選考)

第4条 技術部規程第6条第1項に規定する技術長補佐は、技術長によって選考され、技術部長が命ずる。

(グループリーダーの選考)

第5条 技術部規程第7条第1項に規定するグループリーダーは、各グループの技術職員からの立候補又は推薦によって候補者が選考され、技術部長が命ずる。

2 グループリーダーである者が、新たに技術長に任命された場合、あるいは何らかの理由で欠員となった場合には再選考を行う。

付 記

1 この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

2 この申合せ施行前に行われた技術部の技術長、技術長補佐およびグループリーダーの選考については、この申合せに基づいて行われたものとみなす。

付 記

この申合せは、令和2年7月1日から実施する。